

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○昭和六十年東京都告示第二百四十五号（東京都事務手数料条例第二条第十一号及び第十二号の規定による公簿及び公文図書の指定）の一部改正……（財務局主計部財政課）…一

○令和七年度ふぐ取扱責任者試験の実施……（保健医療局健康安全課）…一

○令和七年度管理美容師資格認定講習会の指定……（同）…二

○保安林の指定……（産業労働局農林水産部森林課）…二

○土砂災害警戒区域等の解除（二件）……（建設局河川部指導調整課）…二

○土砂災害警戒区域の解除……（同）…四

○土砂災害警戒区域等の指定（三件）……（同）…四

○土砂災害警戒区域の指定……（同）…六

告示（公）

○技能検定員審査の実施………七

○教習指導員審査の実施………八

○駐車監視員資格者講習の実施………九

告示

●東京都告示第五百六十九号

昭和六十年東京都告示第二百四十五号（東京都事務手数料条例第二条第十一号及び第十二号の規定による公簿及び公文図書の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

第二号(中)「写し」の下に「（電磁的記録に記録されている事項の閲覧を含む。）」を加える。

●東京都告示第五百七十号

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ取扱責任者試験を次のとおり実施する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

（一）学科試験

令和七年九月十三日（土曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

（二）実技試験

令和七年九月十六日（火曜日）から同月十九日（金曜日）までの間に行い、各受験者宛て試験日時を通知する。

二 試験会場

学校法人後藤学園（豊島区南池袋三丁目十二番五号）

三 試験内容

（一）学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則

（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号。以下「規則」という。）に関すること。

イ ふぐに関する一般知識

ウ 水産食品の衛生に関する知識

（二）実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料

一万九千七百円

五 受験手続

（一）受験願書受付日時

令和七年五月十二日（月曜日）から同年六月十三日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で令和七年六月十三日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

（二）受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎三十階北側 東京都保健医療局健康安全全部健康安全課。ただし、郵送の場合は、同課（郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号）に送付すること。

（三）提出書類

ア 受験願書（規則別記第一号様式による。）

イ 受験票（規則別記第三号様式による。）

ウ 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチメートルで、裏に氏名を記入したもの）

エ 領収証書（受験手数料納付後のもの）

オ 受験票送付用封筒（百十円切手を貼ったもの）
カ 試験結果通知用封筒
六 合格発表

令和七年十一月十七日（月曜日）午前十時から午後四時三十分まで、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課（東京都庁第一本庁舎三十一階南側）及び東京都中央卸売市場豊洲市場七街区管理施設棟一階ロビー（江東区豊洲六丁目六番一号）に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都保健医療局ホームページ（<https://www.hokenryo.metro.tokyo.lg.jp>）上に合格者の受験番号を掲載する。

七 その他

（一）受験願書用紙等は、平日については、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課において、平日及び土曜日については、東京都市場衛生検査所（江東区豊洲六丁目六番一号（豊洲市場内））において、日曜日及び土曜日については、東京観光情報センター都庁本部（東京都庁第一本庁舎一階北側）において、令和七年五月十二日（月曜日）から同年六月十三日（金曜日）まで配布する。

（二）詳細については、前記健康安全課（電話〇三（五三二〇）四三五八）に問い合わせること。

●東京都告示第五百七十一号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一八階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地
令和七年十二月一日から同月三日まで
連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

三 受講料
二万円

●東京都告示第五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

あきる野市乙津字上軍道二二四五番一、字根老二二八二番、字大久保二二八三番から二二八五番まで、二二八八番、二二八九番口、字菅沢二二九〇番イ、二二九一番、字坂東二三四一番、字下向二三五一番イ、同番口、二三五二番から二三五四番まで、二三五五番二、同番イ、二三七九番、二三八七番、二三八八番一、字林久保二四二八番から二四三〇番まで、二四三三番から二四三八番まで、二四四〇番、二四四二番、二四四三番、二四四五番から二四四八番まで、字笹ヶ谷二四五〇番から二四五三番まで、二四五四番一、二四五六番一、二四五七番一、

二四五八番一、二四六〇番、二四六二番から二四六五番まで、二四六八番一、養沢字坂東一二九六番、一二九八番、字小養沢一三〇〇番一

二 指定の目的
公衆の保健

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第五百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第八百六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び目黒区役所において縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
目黒区	青葉台三丁目	110001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	青葉台二丁目	110001-K010		
	青葉台二丁目 青葉台一丁目	110001-K011		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
目黒区	青葉台三丁目	110001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	青葉台二丁目	110001-K010			
		110001-K011			

●東京都告示第五百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及
び第九条第八項の規定に基づき、平成二十五年東京都告示
第四百二十六号、平成二十七年東京都告示第五百十五号、
平成二十七年東京都告示第千五十三号及び平成三十年東京
都告示第三百七十五号により指定した土砂災害警戒区域及
び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定
を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市
役所において縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	野津田町	209001-K004	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	相原町	209006-K059		
	旭町三丁目 本町田	209012-K134		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
町田市	野津田町	209001-K004	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	相原町	209006-K059			
	旭町三丁目 本町田	209012-K134			

●東京都告示第五百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十一号により指定した土砂災害警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び台東区役所において縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別 表
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
台東区	谷中二丁目	106001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

●東京都告示第五百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び目黒区役所において縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
目黒区	青葉台三丁目	110001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	青葉台二丁目	110001-K010		
	青葉台二丁目 青葉台一丁目	110001-K011		
	目黒三丁目	110001-K026		
	大橋二丁目	110001-K027		
	目黒三丁目	110001-K028		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
目黒区	青葉台三丁目	110001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	目黒三丁目	110001-K026			
	大橋二丁目	110001-K027			
	目黒三丁目	110001-K028			

●東京都告示第五百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び世田谷区役所において縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
世田谷区	池尻四丁目	112001-K105	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
世田谷区	池尻四丁目	112001-K105	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第五百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	野津田町	209001-K004	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	旭町三丁目 本町田	209012-K134		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	野津田町	209001-K004	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	旭町三丁目	209012-K134			

●東京都告示第五百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

別表
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
台東区	谷中二丁目	106001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第157号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月25日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する

政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

- (2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号又は第3項各号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時

令和7年5月28日（水曜日）
時間については申請書提出時に指定する。

- (2) 場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一

丁目12番5号) 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和7年5月8日（木曜日）及び同月9日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年4月28日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証を提示すること。 7 審査手数料 22,200円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。 8 携行品	(1) 免許証又は免許情報記録個人番号カード (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276 _____ ●東京都公安委員会告示第158号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和7年4月25日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証（以下「免	許証」という。）又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（大型） (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型） (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（普通） 3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 4 審査細目の免除
---	--	--

規則第17条第1項各号又は第5項各号のいずれかの規定に該当する者	ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。	曜日）の2日間
5 審査の日時及び場所	エ 免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証を提示すること。	午前9時から午後5時10分まで 令和7年11月7日（金曜日）
(1) 日時	7 審査手数料	午前10時30分から午前11時30分まで
令和7年5月28日（水曜日）	12,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第	2 講習の実施場所
時間については申請書提出時に指定する。	2 1の項備考3に規定する額を減額する。	有明フロンテアビル B棟5階会議室
(2) 場所	8 携行品	江東区有明三丁目7番26号
警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）	(1) 免許証又は免許情報記録個人番号カード	3 講習予定人員
6 申請手続	(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）	70名（予定人員になり次第締め切る。）
(1) 申請書類	9 合格証明書の交付	4 申込手続
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）	合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。	(1) 受付期間
イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）	10 問合せ先	令和7年8月25日（月曜日）から同月29日（金曜日）まで
ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面	警視庁運転免許本部運転者教育課	(2) 受付時間
(2) 受付日時	電話 03（3581）4321 内線7251-5276	午前8時30分から午後4時30分まで
令和7年5月8日（木曜日）及び同月9日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで	●東京都公安委員会告示第159号	(3) 受付場所
(3) 受付場所	確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第8条の規定により、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。	都内各警察署交通課
警視庁運転免許本部運転者教育課	令和7年4月25日	(4) 申込書類
(4) 申請に関する注意事項	東京都公安委員会	駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（駐車監視員資格者講習受講申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前8時30分から午後4時30分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。）
ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年4月28日（月曜日）から配布する。	委員長 廣 瀬 道 明	(5) 受講手数料
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。	記	20,000円（申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。）
イ 写真は、申請書に貼り付けること。	1 講習の実施日時	5 問合せ先
講義 令和7年10月30日（木曜日）及び同月31日（金曜日）	講義	

警視庁放置駐車対策センター企画運用係
電話 03 (3581) 4321 内線 7870-5123

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

